

平成26年第7回

臨時会

せたな町議会会議録

(平成26年10月30日)

平成26年第7回せたな町議会臨時会

平成26年10月30日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 選挙第 1号 副議長の選挙について
- 6 議案第 1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算（第5号）
- 7 意見案第1号 電力料金の再値上げの抑制を求める意見書
（第1号の追加1）
 - 1 議席の変更について
 - 2 議会運営委員会委員の補充選任について

○出席議員（12名）

1番 奥村喜美男君	2番 本多浩君
3番 大野一男君	4番 内田尊之君
5番 平澤等君	6番 石原広務君
7番 小平久君	8番 澤田光子君
9番 大湯圓郷君	10番 細川伸男君
11番 熊野主税君	12番 菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長 高野利廣君
総務課長 西村晋悟君
財政課長 高田威君
町民児童課長 中野真一君
保健福祉課長 丹羽優君

産業振興課長 鎌田 勝幸 君
まちづくり推進室長 黒澤 智彦 君

《大成総合支所》

総合支所長 岡崎 邦三郎 君
産業建設課長 佐野 英也 君

《瀬棚総合支所》

総合支所長 駒谷 正義 君
養護老人ホーム三杉荘所長 新保 修二 君
地域町民課長補佐 濱口 喜秋 君
養護老人ホーム三杉荘次長 平賀 英治 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長 成 田 円 裕 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 佐々木 正則 君
事 務 局 次 長 横 川 洋 二 君
事 務 局 書 記 松 林 功 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、平成26年第7回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において7番、小平久議員、8番、澤田光子議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。

せたな町立国保病院常勤医師の着任について申し上げます。

11月1日付で、国保病院常勤内科医として河合義人先生、64歳が着任し、11月4日から勤務することになりました。

河合先生は、これまで関西方面や道内の民間病院、公立病院で勤務され本年 5 月からは介護老人保健施設プライムそうべつで勤務しておりました。国保病院では外来、入院診療、救急処置に加え、特養きたひやま荘の主治医としても診療していただきます。また 9 月中旬から一部、午後の診療を休診しておりましたが、11 月から再開することといたしました。

今後におきましても、森院長中心に引き続き町民への医療サービスの充実に一層努力して参ります。

以上、国保病院の常勤医師着任についての報告を終わります。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第 5 選挙第 1 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 5 選挙第 1 号、副議長の選挙の件を議題といたします。

9 月 30 日付けで副議長の辞職願が提出され、同日辞職を許可しましたので副議長が欠員となっております。

ただいまから副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（菅原義幸君） ただいまの出席議員は 12 名です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により立会人に内田尊之議員、大湯圓郷議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（菅原義幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

○議長（菅原義幸君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票は議長席に向かって右側から投票し左側より自席について下さい。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ 1 番席議員から順次投票願います。

ただいまから投票を行います。

（投票）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。内田尊之議員、大湯圓郷議員に開票の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（菅原義幸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは出席議員数と符合しております。

そのうち有効投票 12 票、無効投票はありません。

有効投票のうち熊野議員 8 票、細川伸男議員 4 票以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって熊野主税議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（菅原義幸君） ただいま副議長に当選されました熊野主税議員が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

副議長に当選されました熊野主税議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

○副議長（熊野主税君） ただいまの選挙で皆様の推挙で副議長という大役を仰せつかることになりました。来年の 4 月までであります、議会のスタンスでやらなければならない事案を、議長、各議員と協力し合って取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 熊野副議長。

○副議長（熊野主税君） そのことによって、私、議会運営委員会委員を辞任したいと思いますので、許可願いたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 熊野主税副議長の議会運営委員会委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定によって熊野主税副議長の退場を求めます。

（熊野副議長退席）

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議会運営委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって熊野主税副議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

（熊野副議長着席）

◎日程追加の議題

○議長（菅原義幸君） 次に議席の変更と議会運営委員会委員の補充選任を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

議席の変更と議会運営委員会委員の補充選任を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちにこれらについて決定することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時01分

◎日程追加1-1 議席の変更

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

議事日程第1号の追加1、日程第1議席の一部変更を行います。

このたびの副議長選挙に伴い会議規則第3条第3項により議席の一部を変更いたします。

平澤等議員の議席を5番議席に、熊野主税副議長の議席を11番議席にそれぞれ変更いたします。

◎日程追加1-2 議会運営委員会委員の補充選任

○議長（菅原義幸君） 議事日程第1号の追加1、日程第2、議会運営委員会委員の補充選任を行います。

熊野副議長の議会運営委員会委員辞任により1名欠員となりましたので補充選任を行うものであります。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規程により議長が会議に諮って指名することになっています。

なお休憩中に総務厚生常任委員会において正・副委員長の互選が行われ、委員長に澤田光子議員、副委員長に大野一男議員が互選された旨の報告がありました。

次に議会運営委員会委員には、澤田光子議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

したがって、澤田光子議員が議会運営委員会委員に選任されました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 平成26年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回ご提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出

予算の総額に 941 万 3,000 円を追加し、総額を 92 億 811 万 6,000 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、見込みに対し申請金額が増加したことに伴う住宅リフォーム助成金の追加や経年劣化による北檜山区の患者輸送バスマフラーの修繕などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長に説明をいたさせます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

高田財政課長。

○財政課長（高田 威君） それでは議案の 5 ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。2 款総務費、8 目住民運動推進費 23 万円の追加でございます。町が設置している北檜山市街地街路灯の水銀球や安定器の取替えに係る経費について補正をお願いするものでございます。14 目諸費 800 万円の追加は、住宅リフォーム助成金でありまして 9 月 30 日現在の受け付けで北檜山区 75 件、瀬棚区 24 件、大成区 21 件の計 120 件で、助成金額 1,988 万 9,000 円、予算執行率 99.45%、対象事業費では約 1 億 6,225 万円となっており、当初見込んだ予算に不足を生じる見込みから補正をお願いするものでございます。

3 款民生費、7 目老人ホーム運営費 5 万円の追加でございます。養護老人ホーム三杉荘において床ずれ予防等に必要の消毒液及びガーゼ等の継続的処置が必要となる入所者が出たことから、その経費について補正をお願いするものでございます。

4 款衛生費、1 目保健衛生総務費 45 万円の追加でございます。北檜山区で運行している患者輸送バスのマフラーの再燃焼部が経年劣化により交換が必要となったことから、その修繕に係る経費について補正をお願いするものでございます。

6 ページになります。6 目公営温泉浴場管理費 28 万 1,000 円の追加でございます。瀬棚公営温泉浴場の滅菌ポンプ部品が経年劣化により交換が必要となったことから、その修繕に係る経費について補正をお願いするものでございます。

6 款農林水産業費、7 目農業施設管理費 40 万 2,000 円の追加でございます。高齢者センターの床暖房用熱交換器及び長磯生活改善センタートイレの給水管が経年劣化により漏水していることから、それらの修繕に係る経費について補正をお願いするものでございます。

これらにかかる歳入でございますが 4 ページをお開き願います。9 款 1 目ともに地方交付税 941 万 3,000 円の追加につきましては普通交付税の追加でございます。

ただいまご説明いたしました内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第7、意見案第1号 電力料金の再値上げの抑制を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野主税議員。

○5番(熊野主税君) 意見書案第1号、電力料金の再値上げの抑制を求める意見書案を提出に当たり提出理由を述べさせていただきます。

北海道電力株式会社においては、火力発電の代替に伴う燃料費の増加を理由に昨年の9月に続き、今年11月からの値上げも決定し、これまでも身を削って節電に取り組んできている町民に大きな影響を及ぼすことは必至であります。よって政府においては次の事項を実現するよう強く要望いたします。

1、北海道電力会社に最大限の経営効率化と経費削減を徹底して進めるように指導すること。
2、総括原価方式について見直しを行うこと。3、現在の電力供給には不安要素が多く、町民生活、中小企業の業務に支障を来すことが危惧されることから長期的視点に立った、電力やエネルギーを安価、安全で安定的に供給する施策を推進すること。

以上の内容をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これから採決をいたします。

お諮りいたします。

意見案第1号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長(菅原義幸君) 以上で今臨時会に附議された案件の審議を終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(菅原義幸君) これをもって平成26年第7回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時11分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年12月2日

議 長 菅 原 義 幸

署名議員 小 平 久

署名議員 澤 田 光 子